平成２８年（フ）第７３６号
大阪市此花区春日出南１丁目４番３号
破産者　株式会社舩田工務店
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４５０号
大阪市大正区鶴町４丁目１番19号
破産者　貝沼工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２号
三重県津市藤方2624番地３
破産者　谷口　清美
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目４番16号
破産者　有限会社川西ガラス
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３号
愛媛県八幡浜市1469番地
破産者　株式会社三明堂
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３７号
長野市大字風間1186番地26　スパーブK201
破産者　伊藤　武史
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３２号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７番10―206号
破産者　加藤　勝広
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４４号
大阪府大阪市東住吉区矢田１丁目９―18（山田奈津子方）、開始決定時大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目５番23号
破産者　武田　純一
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４８号
大阪市東淀川区淡路４丁目17番19号
破産者　仲志茂真理子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５７号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目12番48―202号フェアリー・コート、前住所大阪府高槻市西面中１丁目６番11号
破産者　平　　弘二
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１号
大阪市東住吉区湯里５丁目18番11号　ブリリアント・コア　601号、開始決定時大阪市住吉区万代東１丁目６番25―202号
破産者　桝田　芳男
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３８号
大阪府豊中市上野坂２丁目８番１号
破産者　杉山　幸彦
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１９１号
大阪市住吉区住吉１丁目６番６号　住吉ハイツ　105号、前住所大阪市住吉区東粉浜１丁目７番６号　シティライフ帝塚山　103号
破産者　中西　暁子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目19番１号さくら荘・高砂307号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町中町21番16号
破産者　福島　充佳
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１８号
島根県鹿足郡吉賀町七日市882番地　サンハイツよしか　B203
破産者　新宅　康二
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第２６４号
岡山県倉敷市連島町西之浦5769番地
破産者　大野　雅祥
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
岡山県倉敷市水島西常盤町９番25号
破産者　中村　敏彦
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係